

平成 18 年(2006 年)3 月 15 日
建設委員会資料
都市整備部建築担当

中野区特別工業地区建築条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略) (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第3条 前条の規定に適合していない既存建築物が、同条の規定に適合しなくなった時（以下「基準時」という。）を基準として、次に掲げる要件に該当する場合は、当該既存建築物の増築をし、改築をし、又はその用途の変更をすることができる。</p> <p>増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その建築面積の合計）が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第4項まで及び第6項から第9項まで並びに第53条の規定並びに法第68条の2第1項の規定による条例の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の5第1項第2号及び第3号の制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>・ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条・第2条 (略) (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第3条 前条の規定に適合していない既存建築物が、同条の規定に適合しなくなった時（以下「基準時」という。）を基準として、次に掲げる要件に該当する場合は、当該既存建築物の増築をし、改築をし、又はその用途の変更をすることができる。</p> <p>増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その建築面積の合計）が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第8項まで及び第53条の規定並びに法第68条の2第1項の規定による条例の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の4第1項第2号及び第3号の制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>・ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>